

論文

## 地域社会のアメニティ

——住民運動と風土論の視点から——

廣重剛史\*

### 目次

はじめに

#### 1 アメニティの破壊と住民運動

##### 1-1 戦後日本におけるアメニティの普及

##### 1-2 アメニティを求める住民運動

#### 2 アメニティの風土論的考察

##### 2-1 地域社会の変容

##### 2-2 風土性とアメニティ

##### 2-3 全体性としてのアメニティ

おわりに

### はじめに

今日、アメニティ (Amenity, 快適環境) を求める住民運動が、事業者や自治体を相手に各地で展開されている。

たとえばこれに関する有名な事例として、東京都国立市の通称「大学通り」沿いのマンション建設をめぐる、地域住民らが景観利益を求めて事業者と争っていた裁判がある。これは先ごろ最高裁の判決が下り、結果的にはそこで住民側の逆転敗訴が確定した (2006年3月30日)。しかしそれは、一審と同じく景観利益を法的保護の対象とし、さらに景観利益の根拠に土地所有者だけでなく地域住民まで含めた点で、画期的な判決であったといわれている<sup>(1)</sup>。また、同様

な事例として、広島市でも現在、「原爆ドーム」の緩衝地帯 (バッファゾーン) 内の高層マンション建設に対して、被爆者の会を中心とした住民たちを中心に、反対運動が起きている。ここでも、周囲の景観やスカイラインを含む地域・生活環境の破壊が問題視され、マンション建設の見直しと、環境条例における緩衝地帯内の高さ制限を広島市に求める運動が続けられている<sup>(2)</sup>。

さて、こうした住民運動を一般的に特徴づける「アメニティ」とは、そもそも18世紀後半、産業革命期のイギリスにおいて、人々の生活環境を保護するために主張されはじめた概念である。やがてそれが世界に広く普及し、今日それは、多くの国々で都市計画や環境行政を考える際、その基本に置かれるべき価値観だとされている<sup>(3)</sup>。

この概念は、それが生まれたイギリスでも定義しにくい概念だといわれる。しかし、たとえばイギリスの都市計画家であるホルフォードによれば、それは「総合的な価値のカタログ」であり、住居、暖かさ、光、きれいな空気、家のサービスなどの「しかるべきものが、しかるべき場所にあること (the right thing in the right

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年 (指導教員 田村正勝)

place)」を意味するという[木原 1992: 63-64]。また、日本では「快適性」「快適環境」などと訳され、『環境白書』(平成15年度版)の中では、「我々の生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かしあうようにバランスがとれ、その中で生活する我々人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚」と定義されている。これらのことから、「アメニティ」とは、具体的に言って、良質な大気、水、土地等の自然を基礎とし、住環境から町並み、里山や文化的建造物などの歴史的環境までを含めた、われわれの暮らしの全体的な調和がとれた「住み心地のよさ」を意味していると考えることができよう<sup>(4)</sup>。

しかしながら、今日このアメニティについて考える際には、常にある種の困難がつきまとっている。すなわち、アメニティとは一方で、きわめて主観的な性質を意味する概念であり、いかなる状態が快適で、住み心地がよいと感じるかということは、地域や個人によって様々であるという特徴がある。したがって、それを貨幣価値や統計などの数値により厳密に計測したり、客観化することは難しい。そしてまた、あえてそれを客観的なものとして住民たちが主張することは、地域や個人のエゴと紙一重であるという問題を伴ってしまう。

しかし、他方でそれは、企業や自治体が今日それを無視して、高層ビルやマンション建設、都市や地域開発などを考えることが出来ないことから、人々がそれを客観的に捉えられるものとして前提されている。実際に、先の国立マンション訴訟の判決理由の中では、「都市の景観は、……豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべき」と述べら

れている。そして、たとえそれが客観化困難であるとしても、住民運動や裁判などの社会問題を引き起こす危険性があり、また、開発側ではそれに伴う時間・金銭的費用やイメージ・ダウンを招くなど、結果として様々な社会的・経済的負荷がかかることが予想される。そのため、それは問題が顕在化する前に、当該地域の住人がいかなる環境を好ましいと感じるかを、計画段階で可能なかぎり客観的に把握されることがやはり求められる。

したがって、今日アメニティを考える際には、こうした、いわば「主観-客観図式」に起因すると考えられる問題に留意しながら、これを考察する必要があるといえよう。しかし、そのためにはまず、今日のアメニティをとりまく状況を明確にしておくことが必要であろう。よって本稿では、アメニティが語られる文脈を歴史的・社会的に位置づけ、出来るかぎりその特徴を客観的に把握することから考察をはじめたい。そして、その後、あらためて主観-客観図式の問題とともに、この思想を哲学的・風土論的に基礎づけることを試みる。

## 1 アメニティの破壊と住民運動

### 1-1 戦後日本におけるアメニティの普及

さて、今日のように、アメニティが日本で広く問題視されることになった背景には、高度成長期に地域・生活環境の破壊が深刻化し、人々の日常生活が脅かされるようになったことが、そもその原因にある。

戦後復興期を経て、日本は50年代半ばからおよそ73年の第一次オイル・ショックまで、平均約10パーセントの高い実質経済成長率を維持していた。しかしその影で、今年公式認定から50

年をむかえた水俣病をはじめとして、周知のように多くの公害問題が顕在化し、それは当時、拡大・深刻化の一途を辿っていた。

たしかにこの時期は、公害による生命・健康被害が中心的な問題関心であったため、安全で衛生的な環境を形成することに政策も重点が置かれ、アメニティはそれほど問題視されていなかったともいえる。しかし、酒井 [1989] も指摘しているように、元来「公害防除とアメニティは一体」であり、昭和44年に創刊された初の『公害白書』においても、わずかではあるが「公害は……人の健康をそこない、快適な生活を奪うなど社会に有害な影響を及ぼすもの」といった記述が見られる。また、歴史的景観の保全についても、64年、鎌倉・鶴岡八幡宮裏山の宅地造成計画に対する、大仏次郎を中心とした先駆的なナショナル・トラスト運動が起きている。こうした点から見て、この高度成長期は、環境問題がアメニティの問題として顕在化する、その準備段階として位置づけることが出来る。

その後は、72年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）で採択された「人間環境宣言」の影響下で、「環境の質 (environmental quality)」や「生活の質 (quality of life)」といったアメニティに関する概念が、翌年からの『環境白書』においても散見されるようになる。また、同72年には、ローマ・クラブの『成長の限界』報告も公表された。これらのことから、日本経済が安定成長（実質経済成長率、約4パーセント前後）に入るおよそ70年代半ばごろから、従来の経済成長至上主義による公害問題発生への反省や、資源の枯渇・自然環境破壊に対する国際世論の高まりを背景に、日本でも身の

回りの環境に対する意識が急速に高まった。

その中でも、とりわけアメニティへの人々の関心を急速に高めたといわれるのが、1977年、OECD（経済協力開発機構）による、「日本政府は数多くの公害防除の戦闘を勝ちとったが、環境の質を高める戦争ではまだ勝利をおさめていない」という批判である<sup>(5)</sup>。これは、当時の日本の環境政策をレビューした結論として発表された。環境庁（現環境省）はこれを契機に、その後の『環境白書』において、ほぼ毎年、アメニティに関して言及するようになっていく。こうした流れの中で、この時期、具体的な政策としては、84年から86年まで「快適環境整備事業」が実施され、全国58の市区町村の「アメニティ・タウン計画」に約数百億円規模の助成金が拠出されている。

しかしその後、80年代後半のバブル景気により、全国各地でリゾート開発という名目の下で、多くの自然環境が破壊された。それは90年代に入り、バブルが崩壊する過程で多大な不良債権へと変わることによって、日本経済自体も崩壊の手にまきこまれた。こうした点から見て、90年代は、周知のように「失われた10年」とも言われる。ただし、実際にはその10年の間に、史上最大の国際会議である地球サミットの影響下で、多くの重要な環境保全への整備が日本でもなされたことを忘れてはならないであろう。たとえば、その2年後に策定された「環境基本計画」（第一次。94年）でも、「アメニティの確保」が謳われ、そこでは「良好な大気の確保」「良好な水域の生態系の確保」「景観保全」「歴史的環境への配慮」などが今後求めていくべき対象として挙げられている。その後、環境影響評価法（環境アセスメント。97年）などをはじめ

として、これに関する重要な法律も幾つか整備されてきた。

とくに2004年には、景観をめぐる全国的な訴訟の増加や、自治体の取組みに対する国からの財政支援の薄さへの反省から、「景観法」など一連の法律が制定された<sup>(6)</sup>。しかし他方で、規制緩和の流れを受けて2002年に施行された「都市再生法(都市再生特別措置法)」により、都市計画手続きの迅速化などを盛り込んだ、民間企業主導による都市部の再開発促進という、上記の流れと矛盾した政策も同時に行われている。

たしかに今日、上述の「快適環境整備事業」などをはじめとして、アメニティ形成に関する政府の取組みはきわめて多彩である。しかしながら、国が直接的にアメニティ形成に携わるものとしては、「快適環境シンポジウム」や「農村アメニティ・コンクール」等の開催に留まっているのが現状である。このように政府の取組みが限定されているのは、木原 [1992] も指摘しているように、環境対策は「住民、自治体、国の順序」で行われることを、その本質的な特徴としているからだといえよう。

## 1-2 アメニティを求める住民運動

したがって今日、住民たちがアメニティを求め、その正当性と保護を訴えて、問題のある開発事業に反対するためには、基本的に事業者や自治体とのコミュニケーションによる解決を目指すことしか方法はない。その際用いられるものには、裁判による法的解決、金銭補償による経済的解決、代替案の提示による政治的解決など、様々なコミュニケーションのあり方が考えられる。もちろん実際には、それらが複雑に絡み合って、それぞれの個別具体的な案件におけ

る解決策が生まれる<sup>(7)</sup>。

たとえば、本稿冒頭に挙げた国立市・大学通りのマンション建設に関する事例では、住民たちは先述したとおり結果的に敗訴となったが、およそ8年間という長期にわたる反対運動の中で、幾つかの成果もまた勝ち取っている。その概要を述べれば、それは以下のとおりである。

そもそもこの事件は、事業者が国立市へ事前に事業計画を提出し、それが受理された結果、当該用地を購入して建築着工したことからはじまった。この点で、開発計画が当初自治体により黙認され、都市計画上の用途地域区分においても違法性がなかった点が、その後の争点の中心となる。しかし、住民らは反対運動を起こすことで、国立市長から「計画をイチョウ並木の高さに調和するよう建物の高さを低くすること」という行政指導を引き出し、これを受けた事業者が、建設計画を当初の地上18階、高さ55メートルから、地上14階、高さ43メートルの計画に変更することに成功した。

そして、さらに反対運動が継続される中で、上記の行政指導に続いて国立市は、地区計画で当該用地の規定を高さ20メートルに制限する条例を制定して施行した。その結果、当該マンションは「既存不適格建築物」となり、住民たちは一審で景観利益を理由に、建物の一部撤去の判決を勝ち取っている。そして今回の最高裁判決では、より進んで、地権者だけでなく地域住民の景観利益までも法的保護の対象として含めるという見解を得た点では、住民たちにとっても一部大きな成果があったと考えることが出来よう。

しかしながら、それらはたしかに一定の合理的解決をもたらすはするが、それによって当初

の価値の問題が解消されたことになるわけではないであろう。上記の例では、国立市の住民たちが昔から当該地域の景観に配慮してきたことを考えれば、結果としてマンションが建設されたことにより、彼らのアメニティが大きく侵害されたことに変わりはない。このことから、合理性に従うことと納得することの間には、少なからぬ隔たりが存在するといえよう。

また、開発に不満をもつ住民たちがすべて反対運動を起こすわけではなく、そもそもこうした合理的なコミュニケーション自体に乗らないもの、あるいは乗ることの出来ないものたちは無視してよいのかということも、アメニティを考える上できわめて重要な要素となろう。さらにアメニティ一般に関しては、景観利益のような認識しやすく、その問題性が比較的把握しやすいものばかりではない。たとえば近年のアスベスト問題などは、その危険性が直ちに分かりにくく、こうした長期にわたって生じる時間的なリスクをいかに処理するかということも、アメニティの問題の中には含まれている。

たしかに、日常の中でアメニティにかかわる問題が一時軋轢を生むとはいえ、われわれはやがてまた、新たな日常へと回収されてゆくとも言い得る。しかしながら、常に「いま」を生きる他ないわれわれにとってみれば、その軋轢こそが、最悪の場合には人の生死をも左右してしまうことがある。このような危険があるからこそ、今日、そうした軋轢を可能なかぎり事前に回避するためにも、アメニティに基づく「参加のまちづくり」や、新たなコミュニティの形成が求められる所以があるといえよう。また、今日、経済グローバル化が進む中で、地域文化が破壊されることに危機感を抱き、国際 NGO 等

の活動が盛んとなっているが、これも以上と同様の意味で理解することが可能であろう。

## 2 アメニティの風土論的考察

### 2-1 地域社会の変容

さて、このようにアメニティに含まれる問題を歴史的・社会的な観点から捉えた場合、その要素の最も基礎にあるのは、地域ごとに異なる特色をもった自然や景観であると考えられる。戦後の公害問題や自然環境問題はそれを端的に示しており、また、すでに見た国立マンション訴訟や原爆ドーム近辺でのマンション建設反対運動は、地域固有の歴史的文化的景観から享受されるアメニティに基づき、その保護が主張されたものであった。

しかし今日、アメニティという言葉はあまりに一般化したことで、それが最も狭い範囲では、「部屋の美しさ、快適さ」などに限定されて理解されることも多い。たとえば今日、「ホテル・アメニティ」という言葉も用いられている。無論、それもアメニティの一つに数えることは出来よう。しかしながら、ただそれだけを取り上げてアメニティを理解することは、本稿冒頭で示した、この言葉に含まれている「全体的な調和」という意味が、あまりに矮小化されてしまっているように思われる。

こうした理解の背景には、従来の「イエ社会」から離れ、現代社会において核家族や単独世帯が急増したことが、その大きな要因として考えられる。たとえば1970年から2000年までの30年間に、核家族は約1000万世帯、単独世帯は約680万世帯も増加している<sup>(6)</sup>。それは当然、従来とは異なる住宅環境やライフ・スタイルをもたらす。そしてそれを一因として、現代において個

人主義化が進行し、そこからアメニティをきわめて縮小して捉える傾向が強くなったと考えることが出来よう。そしてまた、同時に個人の価値観も多様化し、今日、主観的な要素を本質的に含んでいる地域のアメニティを、一般的に類型化して捉えることが難しくなってきたとも考えられる。

さらに今日では、グローバル化や情報化が進む中で、元来、土地などの自然に根ざしていた地域社会は、地球規模での大きな変化の波にもさらされている。人・モノ・カネ・サービスなどのグローバルな移動が量的に拡大することで、たとえば日本でも外国人労働者の増加などにより、歴史的文化的背景の異なった人々が多くの地域で暮らしはじめている。現在、正規の外国人労働者だけでも約34万人が日本で働いており、この10年間でその数は約20万人も増加した<sup>(9)</sup>。こうした動きは必然的に文化の混交を招き、アメニティの在りかたにさらなる複雑性をもたらすと考えられる。

また、情報化が進むことで、われわれはリアル・タイムに世界の出来事を知ることができるようになり、その結果、空間的な距離の隔たりがもつ意味が薄まってきた。この傾向がさらに進めば、直接的な経験領域が、情報通信技術を介した間接的な経験領域へと、より置き換えられていくことが考えられよう。それは現在まさに進行中であり、人々がとりたてて地域の独自性を意識することなく日常生活を営むことを可能とし、地域の固有性を一層薄めている。

このように、現代の地域社会は、様々な構造の変容の中にある。しかしながら、その一方で、このような激しい変化の波にもかかわらず、いかに世帯類型の割合が変化し、また人々の移動

が激しくなったとしても、人間は土地そのものから完全に離れることは出来ない。

もちろん、上記で示したことを過小評価することはできず、また、それは実際に人々の捉えるアメニティの大部分を大きく変容させてはいる。しかしまた、70年代前半を頂点に人口移動の総数は減少傾向にあり(71年：836万人、05年：560万人<sup>(10)</sup>)、高齢化が急速に進行している現在の日本においては、移動の数も今後さらに減少の一途を辿っていくことが予想される。それは人々がある特定の地域に定住傾向にあることを意味しており、このことから、相対的に見て地域の自然や景観が、より一層重視されていくものと思われる。それは、今日の環境意識の高まりと相俟って、これまで開発優先の下で軽視されてきたそれらの価値があらためて見直され、あるいは自らを露呈してくる契機であるともいえよう。

## 2-2 風土性とアメニティ

このように、現在、地域社会の姿が大きな変貌を遂げている中で、地域のアメニティもまた、多くの点で捉えがなくなっている。したがって、ここで、アメニティの最も基礎的な要素となる土地、あるいは自然について考察しておく必要があるであろう。この点で、すでに戦前、近代的な主観-客観図式を批判し、自然と人間の本質的な不可分性について考察していた和辻哲郎の風土論が参考になる。もちろん、和辻が生きていた状況と今日とでは、前節で見たように置かれている時代背景がまったく異なる。しかしながら、和辻の風土に関する理論的側面については、今なおアメニティの思想を考える上で、基本となる発想を含んでいると思わ

れる。

和辻によれば、「風土」とは、一般的に「ある土地の気候、気象、地質、地味、地形、景観などの総称」[和辻 1979: 9] を指す。しかし、この「日常直接の事実としての風土」[和辻 1979: 9-10] とは、今日「自然環境」という言葉で念頭に置かれる、人間と切り離して客観的に理解されるものではない。彼の風土論から見れば、自然を科学的数学的に捉えることは、この「風土」から自然的な要素を抽出し、「われわれ」と対置することで「対象」化された上での操作である。

しかしながら、このことは、風土が客観的側面に還元されえないのと同様に、主観的側面にも還元されえないことをも意味している。われわれは普段、近代的な主観-客観図式を前提として物事を捉えている。たとえばアメニティを考える際、多くの場合それは、一方に「われ」や「われわれ」を、他方に「快適さ」を対置させて考えている。そして、とりわけ客観主義的な立場では、その「快適さ」を、各種統計などの数値のみによって把握しようとする。しかし、そのように「快適さ」を外観的立場からのみ説明しても、当事者が感じ、体験しているその意味を把握したことにはならない。

しかし、その「快適さ」を「われ」や「われわれ」に内在するものだけ考え、それが彼らの他者（外部）には理解不可能であるとする主観主義的な立場もまた、個人や地域住民の捉える「快適さ」が、いかにその一般的な「快適さ」（という対象そのもの）を言い当てることができるのかという、困難な問題を抱え込む。そして、たとえ意図的ではないにせよ、この立場に立っている「われ」や「われわれ」は、結果的

に、ただ自己中心主義的、あるいは自文化中心主義的な主張を繰り返すことに終始してしまう危険性があるといえよう。

しかしながら、このような問題を引き起こす可能性のある主観-客観図式とは、一つの理念化によって構成された図式にすぎない。むしろ、そうした図式の手前にあって、日常われわれが対象と直接不可分に係わりあっている状態こそが対象化や理念化の基盤であり、その在り方のことを、和辻の「風土性」という概念は意味している。

したがって、このような和辻の風土論の観点から見れば、われわれは日常、自然を見ることにおいて「自然それ自体」を見ているわけではなく、「間柄」、つまり関係態としてのわれわれ自身をその中に見出し、了解しているといえる[和辻 1979: 14]。それはたとえば、「花を散らす風において飲むあるいは傷むところの我々自身を見いだす」[和辻 1979: 14] ように、意味的・価値的な関係性を、その本質的な要素としている。よって彼は、風土がそうした具体的な人間の主体性、つまり意味・価値的な志向性と不可分な関係をなしていることから、ある土地で形成されてきた衣食住などの生活様式や文化もまた、志向的な性格をもつ「風土性」の現象形態であり、地域ごとにその特殊性をもった、多様な風土が形成されていることを説いた。

したがって、以上のような観点からアメニティを捉え返すならば、それは風土性を基礎として表現される（現象する）、全体的な「快適性」のことを意味していると考えることができよう。そしてそれは、そもそも主観的把握や客観的把握による対象化以前にあって生じている状態や感覚の表現であるといえる。もちろん、

それらを主観、客観のいずれかの側面から把握しようとすることも可能であるが、それらは本来便宜的な区別にすぎず、そのことを忘れていたずらに一方に拘ると、結果的に主観-客観図式のアポリアに陥ってしまうことが、和辻の風土論からは指摘されよう。

このように、和辻のいう「風土性」とは、ある場所に住む人々の、日常的な自然との志向的な関わりかたを示すものである。それゆえ、彼は『風土』の中で、その基礎理論を明らかにした後、それをういて日本・中国・インド・ギリシアといった、具体的な地域における風土性の解釈へと考察をすすめた。しかしながら、そこでは、その場所的範囲を区分する根拠が単純な気象学的類型にのっとり、また、さらにはその地域の一部が「国家」とも同等視されている。

そのため、和辻の風土論は、その理論がもつ豊かな可能性に反して、具体的な解釈において国家主義的傾向に陥っている。そしてまた、それはある地域の比較的固定した歴史的・文化的な生活様式の考察に重きが置かれている点で、今日の社会の大きな構造的変容を捉えた上でアメニティを考察するには、不十分であることは否めない。

### 2-3 全体性としてのアメニティ

今日、オギュスタン・ベルク (Augustin Berque) は、上記でみた和辻の風土論の問題点を乗り越える、新しい風土論 (風土学, *Mésologie*) を構想している。理論的に見たとき、両者の最も大きな差異は、和辻がハイデガー (Heidegger) の『存在と時間』の強い影響下で、「人間存在の構造契機としての風土性」[和辻 1979: 3] を問題としているのに対し、ベルクは、いわ

ゆる後期ハイデガーの「生成性」、つまり「ピュシス (physis)」としての「存在 (Sein)」も、その理論的射程の内に含めている点にあると思われる。その立脚点の違いによって、和辻の風土論が結果として人間中心主義的な議論に偏っているのに対し、ベルクは、いわば非人間中心主義的な風土論を展開しているということが出来よう<sup>11)</sup>。

もちろん、ベルクも基本的に和辻の「風土性」の思想を継承しているので、彼の風土論もまた「人間存在の主体性」に、一定の力点が置かれるものとなってはいる。しかしながら、それは「存在の場所の尺度」[ベルク 1996: 151-153] により、多様な現れ方をする相対的な主体性であり、個人・地域・国家などといったそれぞれのカテゴリーにおける主体の有限性を意味している点に特徴があるといえる。このことから、ベルクの風土論は和辻のそれと異なり、国家主義的な議論に陥る傾向が避けられている。

ところでベルクは、人間と自然の「通態性 (Trajectivité)」, すなわち「風土 (milieux) の生まれ出る実践的次元」[ベルク 1992: 215] について、以下のように述べている。

「人間は、メタファによってしか自然を知ることができない。文化というメタファである。これは人間の自然認識を支配すると同時に、自然の概念化、世界に対する人間の働きかけをも左右する」[ibid: 155]。

このことは、たとえば日本の庭園などに見られる「見立て」や「借景」という象徴化の技法により、自然がある一定の方向 (sens, 意味) に向けて、それが「風景」として形成されてい

ることを意味している<sup>(1)</sup>。そして、それはまた、ある場所で暮らす人々の意味・価値連関の連続性を、われわれが主体的に担い、表現することであるともいえよう。このことは、一方で歴史的な伝統に一定の配慮を払うことを意味するが、他方では、社会の意味・価値連関が変われば、われわれの自然に対する表象が変化することもまた、同時に意味している。それを忘れて、ただ回帰主義的な傾向に留まるならば、ベルクのいうように、「風土性は体験から離れた非現実的な表象に浮いてしまう」[ベルク 1989: 71]。それは結果として、アメニティの保護すら損なうものであるといえよう。

したがって、そうした文化的なパターンを客観的・主観的側面の双方から理解・解釈し、構造や色彩などの意匠を周囲の景観と調和させるなどの試みをなしつつ、新たな風土や、それに基づくアメニティを形成していくことが、今日求められているといえよう。

ただし、その際に配慮の対象となるべきものは、もちろん景観だけには限られない。ベルクの風土論は、彼自身そのことに自覚的ではあるが、風土性が現象する視覚的な領域に、比較的その重きが置かれている [ベルク 1990: 40-]。しかし、アメニティは、たとえそれを個人に限定して考えとしても、身体性のもつ五感全体から形成されるものである。そしてさらに、彼の風土論が非人間中心主義であることを思い返せば、われわれの身体もまた、各々が「存在の場所」のひとつ、すなわち「存在」の顕れのひとつであると言い得よう。したがって、住民たちが「景観利益」の破壊を訴える声を聴く場合にも、その背後では、身体性や生成する自然から生じる「全体性としてのアメニティ」がつね

に問題となっていることを、この風土論の立場からは理解することが可能となろう。

## おわりに

以上のことから、われわれが今日、アメニティの重要性と住民によるその訴えをより深く把握し、それを理解するためには、従来の主観-客観図式とは異なる視点から、これについて考える必要があるといえる。

たしかに和辻の風土論は、戦前の時代状況と合わせて、国家主義的色彩を帯びることとなった。しかし、その点は別として、アメニティの重要性が認識されるようになった今日、彼の風土の思想自体は、あらためて見直されるべき点がある。また、この思想を継承したベルクは、風土論からその国家主義的傾向を払拭し、さらに非人間中心主義的な発想から、新しい風土のあり方を考察している。

アメニティもまた、これまでそれが軽視されてきたことへの反動として、逆に地域や個人の価値観のみを絶対視する傾向に陥らないためにも、今日あらためて、こうした新しい風土論の視点から捉え返す必要があるといえよう。

[投稿受理日2006. 5. 26/掲載決定日2006. 6. 8]

## 注

- (1) この国立・大学通りマンション建設については、上記で挙げた訴訟の他にも、幾つかの訴訟が提起されている。その代表的な裁判と判決内容の特徴に関しては、淡路 [2003] に整理されている。
- (2) この住民運動ではまた、ドイツのケルン大聖堂の場合と同様に、当該マンションが建設された結果、現在「世界遺産」に指定されている原爆ドームが、「危機遺産」に登録変更されることが同時に危惧されている。
- (3) 以上の点に関しては木原 [1992] の第二章、酒

- 井 [1989: 149-] を参照した。
- (4) また、独立行政法人・国立環境研究所が提供し、(財)環境情報普及センターが運用しているEIC ネットでは「豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと」と定義されている。EIC ネット <<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=環境用語>> (2006.5.25)
- (5) この点に関しては木原 [1992: 70-71] を参照。
- (6) 「景観法」の他に、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」を合わせて、これらは「景観緑三法」と呼ばれる。
- (7) 下記のウェブ・サイトでは、事業者側の立場からこの事件の経緯を整理・公表している。  
[http://www.meiwajisyo.co.jp/552\\_RVkunitachi/sosho/sho\\_1.html](http://www.meiwajisyo.co.jp/552_RVkunitachi/sosho/sho_1.html) (2006.5.25)
- (8) 総務省統計局「家族類型別一般世帯数」より。
- (9) 厚生労働省「外国人雇用状況報告」より。
- (10) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告 平成17年統計表」より。
- (11) 和辻の「人間」という概念は、和辻 [1934] で述べられているように「世の中自身であるとともにまた世の中における人」[和辻 1934: 31] であり、たしかに一般的に人間＝個的存在者と理解されたところの人間中心主義とは異なる。しかしながら、「世間あるいは世の中とは、遷流性および場所性を性格とせる人の社会」[ibid.]、あるいは「存在とは『人間の行為的連関』である」[ibid: 40, 傍点原文] という記述からも、ここで和辻の思想を広義の人間中心主義として位置づけることは可能であろう。坂部 [2000: 80-84] もまた同趣旨の指摘をしている。
- (12) このような「見立て」をはじめとするメタファの技法については、ベルク [1990] に詳しい。

#### 参考文献

- 淡路剛久, 2003, 「景観権の生成と国立・大学通り訴訟判決」, 『ジュリスト』no.1240, 有斐閣。
- オギユスタン・ベルク, 1989, 「日本の風土性とアメニティ問題」, AMR 編『アメニティを考える』, 未来社。

- , 1990, 篠田勝英訳, 『日本の風景・西欧の景観 ——そして造景の時代』, 講談社現代新書。
- , 1992, 篠田勝英訳, 『風土の日本 ——自然と文化の通態』, ちくま学芸文庫。
- , 1996, 篠田勝英訳, 『地球と存在の哲学 ——環境倫理を越えて』, ちくま新書。
- 木原啓吉, 1992, 『暮らしの環境を守る ——アメニティと住民運動』, 朝日選書。
- 酒井憲一, 1989, 「都市時代の闘うアメニティ」, AMR 編『アメニティを考える』, 未来社。
- 坂部恵, 2000, 『和辻哲郎 ——異文化共生の形』岩波現代文庫。
- 和辻哲郎, 1979, 『風土 ——人間学的考察』岩波文庫
- , 1934, 『人間の学としての倫理学』岩波書店。